

令和7年度ながさき農業インターンシップ募集要領

1. 目的

本県への就農や農業関連産業への就業希望者が、県内の農業者にインターンシップ（就業体験）を行うことにより、農業の知見を深めるとともに農作業を経験することで農業関心の醸成や農業適性の確認を行い、就農・就業意欲の醸成を図り、本県農業の担い手確保を促進する。

2. 農業インターンシップの対象者

農業インターンシップを希望する者の要件（すべてを満たすこと）

- ① 将来就農を希望していること、又は職業として農業に関心があること
- ② 県内の高校生又は原則として50歳未満の社会人であること。
- ③ 受入農業者の指示に従い、就業体験を受けること。
- ④ 心身ともに健康で、就業体験を受けるにあたり支障がないこと。
- ⑤ 就業体験に係る傷害保険等に参加していること。
- ⑥ 別に定める事項に誓約すること。

3. 農業インターンシップの内容

(1) 実施時期

令和7年7月1日（火）～令和8年2月27日（金）

(2) 申込期限

体験希望日の1か月までに必着（体験申込締切：令和7年12月26日（金））

(3) 体験期間

2日から3日間

※受入先の承認が得られた場合、宿泊体験も可能です。

・同一の受入先で複数回体験を希望する場合はご相談ください。

・体験は1日当たり1つの受入先を基本とします。

(4) 農業インターンシップ受入先

長崎県内の農業士や受入団体等の農業者及び農業法人等の指導の下で、就業体験を受けます。

※農業士…知事が認定した農業技術・経営管理能力に優れ、青年農業者の育成指導に熱意があり、農山村地域の活性化を図る重要な役割を担う農業者

※受入団体…新規就農を目指す方を支援するため、技術習得のための研修先や営農開始時に必要となる経営資源の手当てなど、就農希望者の受入態勢を整えた産地や農業法人

(5) 体験内容

野菜や果樹、花き等の品目において、種まきや育苗、定植、収穫、出荷などの作業体験を行います。体験内容は作目・地域・季節等によって異なり、就業体験の時間は概ね午前9時から午後16時30分ですが、作業内容等により前後する場合があります。

(6) 参加費用

① 農業インターンシップ費用（就業体験指導等） 無料

② 受入先までの交通費、宿泊費、食事代、作業用手袋（軍手等）、長靴ほか農業インターンシップの準備に係る費用、体験が中止となった場合のキャンセル料等は参加者の自己負担となります。

※受入先の方の了承が得られ宿泊体験する場合、宿泊費の参加者負担はありません。（高校生は保護者の同意が必要です。）

※体験期間中の食事については、受入先と打ち合わせを行う際に確認してください。

(7) 準備するもの

作業のできる服装（作業着等）、運動靴、長靴、帽子、タオル、雨具（カッパ）、作業用手袋（軍手等）、飲料水等、昼食、保険証、その他必要と思われる物。

※受入農業者と準備するもの等について、事前に打ち合わせをお願いします。

4. 参加申込等の手続き

(1) 農業インターンシップの相談

農業インターンシップへの申し込みをご希望の場合は、受入先や実施時期の調整等がありますので、はじめに電話又は電子メールでご相談ください。また、動機や将来の意向などを把握するため、原則、面談（WEB、電話）を行います。

(2) 参加申込書の提出

参加希望者は、最寄りの県機関（県新規就農相談センター、農業経営課、振興局（地域農業普及課））に参加申込書（様式第1号）と誓約書（別添）を提出してください。

(3) 体験受入先の決定

県は面談結果や参加申込書を基に、地域就農支援センターに受入先の調整を依頼して決定します。

(4) アンケート調査の実施

県は今後の就農支援の参考とするため、農業インターンシップ参加者と受入農業者にアンケート調査を実施します。

(5) 体験の流れ

- ① 事前相談（電話又は電子メール）
- ② 申込（郵送又は電子メール）
- ③ 面談（WEB、電話）
- ④ 受入地域・農業者の調整
- ⑤ 調整結果の連絡
- ⑥ 参加者から受入農業者へ連絡
- ⑦ 最終確認の連絡（電話又は電子メール）
- ⑧ 農業インターンシップ
- ⑨ アンケート調査の実施

5. 個人情報の管理について

本事業の実施に関して収集した個人情報については、県の個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

6. 留意事項

- (1) 万が一の場合に備えて、損害保険に必ず加入していただきます。保険の手続きは長崎県農業経営課で行い、費用は県が負担します。
- (2) 農業インターンシップの事前相談後に、動機や将来の意向などを把握するために面談（WEB、電話）を行いますが、面談内容により農業インターンシップを受けることができない場合があります。
- (3) 受入農業者と参加者の健康状態、災害の発生等の理由により、やむを得ず体験を中止する場合があります。
- (4) ご本人の了承を得た上で、研修中の写真等を広報物に掲載させていただく場合があります。